

香川県立保健医療大学研究活動不正行為の事前防止に関する規程

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）において研究活動を行う者の研究活動における不正行為の事前防止については、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）及びその他の関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(研究倫理教育責任者の設置)

第2条 本学において、研究者、研究支援人材等研究活動に関わる者及び学生（以下「研究者等」という。）に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施し、研究活動の不正行為を事前防止するため、研究倫理教育責任者を置き、副学長をもって充てる。

(研究倫理教育の実施)

第3条 研究委員会は、研究倫理教育責任者のリーダーシップのもと、研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、研究者倫理に関する知識の定着・更新を図るものとする。

- 2 研究委員会は、すべての研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを一定期間ごとに履修できるよう、計画的に研修会を開催し、又は、eラーニングによる履修等の機会を設けなければならない。
- 3 研究委員会は、本学の教育・研究が保健医療に関わる人間に対する教育・研究であるとの特性を踏まえ、大学院生及び学部学生に対して、研究者倫理に関する知識及び技術を身に付けられるよう、計画的に研修会を開催するものとする。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は研究倫理教育等を受講しなければならない。

(資料保存)

第5条 研究者及び競争的資金等を受給するなど公的資金により研究活動を行っている学生は、論文その他の研究成果を発表したときは、当該発表の日

から5年間、研究のデータや経過等、研究に関わる事柄を記した実験ノート等当該研究結果の正当性を証明するにたる研究資料（以下「当該研究資料」という。）を保管しなければならない。

- 2 当該研究資料の保管は、研究結果との関係が明確に説明できるよう適切な形態で行われなければならない。
- 3 研究者等に不正行為の疑惑が生じ、特定不正行為調査委員会から当該研究資料の開示を求められたときは、研究者等は当該研究資料を開示しなければならない。
- 4 研究委員会は、当該研究資料の作成・管理が適切に行われているか適宜確認するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。